

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院学則第32条に規定する聴講生について、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 聴講生となることのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより、当該外国の学校における16年の課程を修了した者
- (3) 日本国内において、文部科学大臣が別に指定する外国の大学の課程(当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設の課程であって、その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を修了した者
- (4) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(履修期間)

第3条 聴講生の在籍期間は、1ヵ年を原則とし、受講は、学年の始めに限って審査の上これを許可する。ただし、引き続き聴講を希望する者は、所定の期間内に改めて聴講継続願を提出しなければならない。

(出願手続)

第4条 聴講生として受講を希望する者は、本大学院所定の用紙に所要事項を記載し、選考料・履歴書・写真(3ヵ月以内撮影のもの)を添えて、学長に願い出なければならない。

(履修手続)

第5条 聴講生として受講を許可された者は、誓約書(所定用紙)及び卒業証明書を提出し、直ちに登録料及び聴講料を納入して、聴講生証の交付を受けなければならない。

2 定められた期間内に手続きを完了しない者については、許可を取り消すことがある。

(選考料等)

第6条 聴講生の選考料・登録料及び聴講料は次のとおりとする。

選考料 10,000円(継続の場合は不要)

登録料 20,000円(本学出身者は半額)

聴講料 1単位につき、11,000円

第7条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。